| | | | |
|---|---|---|---|
| 国際観光旅客税財源観光振興費 | 観光振興事業費補助金 | 空港アクセス鉄道整備等調査支援事業、免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。 | |
| 一～十六　（略） | （略） | | |

**附　則**

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国際観光旅客税財源観光振興費 | 観光振興事業費補助金 | 免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。 | |
| 一～十六　（略） | （略） | | |

# 官　庁　報　告

## 官　庁　事　項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日　　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「一人」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日　　内閣総理大臣　高市　早苗

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則（令和七年六月二十七日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三人」を「二人」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事院公示第18号**

人事院総裁は、人事院規則２－12（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、平成13年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| １・２　（略） | １・２　（略） |

別表

| 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第２章に定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの | 事務総長 | 各局長（略） |
|---|---|---|
| | 内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関 | |

別表

| 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第２章に定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの | 事務総長 | 各局長（略） |
|---|---|---|
| | 内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関 | |